

①学校名:	東京医療保健大学		②所在地:	東京都品川区東五反田4-1-17	
③課程名:	東京医療保健大学大学院医療保健学研究科 医療保健学専攻滅菌供給管理学領域	④正規課程／履修 証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成26年4月
⑥責任者:	学長・研究科長 木村 哲	⑦定員:	医療保健学専攻25名 (27年度滅菌供給管理学領域修了者0名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する 課程の目的・ 概要:	滅菌供給管理は病院における安全性、経済性の面で重要な課題であり、大規模な医療施設では、独立した中央部門として大きな割合を担っています。病院の滅菌供給部門としての材料部もしくはサプライセンターでの業務に関わる全てがこの分野の研究対象であり、滅菌器の性能に関わる基礎的研究、滅菌保証(滅菌バリデーション)、滅菌包装、被滅菌物の素材への影響、滅菌媒体の生体毒性、器械のトレーサビリティ、物品管理の新しい手法と情報管理、医療関連感染制御技術全般、使用器械の運搬、器械の洗浄技術、洗浄剤の特性など幅広い研究課題があります。 については、本領域においては、これらの課題に関する専門的知識と創造的問題解決能力を有する高度な専門職業人を育成します。				
⑩4テーマへの 該当の有 無	なし	⑪履修資格:	<p>(平成29年度入学者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者受け入れの方針 滅菌供給管理学領域における知識と技術を有し、臨床現場でのさらなる実践能力、専門的知識を体系的に学ぶ意欲を有すること。 ・出願資格 出願することができる者は、次の各号のいずれかの条件を満たし、平成29年3月末現在で、医療・保健施設、教育研究機関、官公庁、企業等の現場において実務経験のある社会人とする。 (1)大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者。 (2)学校教育法第104条第4項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者または平成29年3月末日までに授与される見込みの者。 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者。 (7)文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)。 (8)本大学院において、個別の入学試験出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年4月1日現在で満22歳以上の者。 		
⑫対象とする 職業の種 類:	医療現場において中央材料部門、サプライ部門に関わる第一種滅菌技師、第二種滅菌技士が対象となります。その他、滅菌関連機器の製造販売従事者、滅菌物の外部委託業者など、滅菌供給に関わる研究者が対象となります。滅菌技師／士は、我が国では5,000名を超えています。				
⑬身に付ける ことのできる 能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 滅菌技師／士(第一種、第二種)を含む 中央材料部門、サプライ部門勤務のスタッフが 技術的にも研究的にもその領域のエキスパートとなれるように専門的な知識を身に付けることができます。各種滅菌法の基本的原理、滅菌の バリデーション、滅菌物の有効管理などの 手法について科学的な観点から学ぶことができます。		(得られる能力) 主として病院の中央材料部において機器の洗浄評価のための各種インジケータの新規開発、滅菌器の滅菌保証において科学的根拠を有して再現性のある評価(バリデーション)を実施できる能力等を身につけることができます。一方で企業人においては、洗浄・滅菌器の開発とその評価に科学的根拠をもって対応できる能力を獲得することができます。 さらに、滅菌の実務をおこなう者を指導及び教育できる指導者としても活躍して頂けます。		

⑭教育課程:	<p>医療保健学研究科修士課程「滅菌供給管理学領域」では、滅菌技師／士の更なるスキルアップを図るために大学院での専門的な研究活動が必要な時期に来ています。これまでわが国で行われてきた滅菌技術について文献的考察、講義や演習、独自の実験などを通して正しく評価できる素養ならびに新しいシステムを構築できる研究者を育成するための教育を実践しています。</p> <p>授業科目において感染制御学・周手術医療安全学・滅菌供給管理学 特論Ⅰでは、基礎的な清潔・不潔の観念、感染防御技術、各種滅菌法の原理、既滅菌物の保管、単回使用器材のリユース問題、医療機器の安全などについての講義が行われています。</p> <p>滅菌供給管理学特論Ⅱでは各種滅菌法の高度な原理、自動洗浄消毒機器、滅菌のインジケータ、滅菌包装とその有効期限、滅菌業務の運営と外部委託問題などを学びます。これらの教育と研究指導は、長年医療機関において実務に関わってきた教員による授業として行われています。</p> <p>医療機関の滅菌供給部門で働くスタッフは、大学院就学中といえども長期間にわたって勤務を離れることはできません。そのため本学では就業しながら学ぶことのできるカリキュラムや研究指導体制を構築しています。医療関連企業からの院生においても、業務を行いながら研究できる体制となっており、遠隔地から毎週末に通学して講義の受講と実験をおこなうことができます。</p> <p>本学の大学院で学んだ後は、病院では滅菌供給部門の牽引者となり、企業からの院生においては、滅菌のエキスパートとして新製品の開発などの企業活動に直接結びついた技術の修得を目指しております。</p>				
⑮修了要件 (修了授業時数等):	2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を習得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(滅菌供給管理学)				
⑰総授業時数:	108 単位	⑱要件該当授業時数:	104 該当要件	双方向実務家	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数: 96%
⑳成績評価の方法:	授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。ただし、試験は筆記試験に限らず、論文・レポート、実技の成績等によってこれに代えることがある。				
㉑自己点検・評価の方法:	理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学科長会議・研究科長会議・教授会及び学科会議等において点検・評価及び検証を行っており、その結果に基づき教育研究等の改善充実を図ることとしている。				
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	滅菌供給管理学領域は平成26年度に設置し、まだ修了者を輩出していない。今後の効果検証方法としては、修了生の研究会の開催や活動報告を適宜行い、教育効果・教育成果に関する検証を行う。				
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成) 本学では学外の大学教員及び実務家等、有識者をもって構成する「スクリー委員会」を設置しており、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保障を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願う外部からの提言・評価をいただいている。これをもとに教育課程編成を含め授業方法等の改善を継続実施している。</p> <p>(自己点検・評価) スクリー委員会で出された意見を取りまとめたものを本課程の企画・運営を担う各部署の自己点検評価委員会に付議して教育効果等を検証し、その検証結果の報告に基づき、本学全体の大学経営会議において、課程の点検・評価を行う。</p>				
㉔社会人の受講しやすい工夫:	週末の講座開講、年3回の集中講義				
㉕ホームページ:	http://www.thcu.ac.jp/graduate/healthcare/				

事務担当者名	諸田 清	所属部署:	大学院事務室		
連絡先:	(電話番号)03-5421-7685 (E-mail)info-master@thcu.ac.jp				

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。